

## **航行報告及び航行報告証明申請の手続き**

### **航行に関する報告とは**

船員法第19条において、「船長は、各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、地方運輸局長又は指定市町村長にその旨を報告しなければならない。」となっています。具体的には次の一から六について報告する必要があります。

- 1 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- 2 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- 3 無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。
- 4 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- 5 予定の航路を変更したとき。
- 6 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があつたとき。

上記報告をした事実については、船長又は船舶所有者は、地方運輸局長に対し航海日誌を提示し、かつ航行報告証明申請書を提出して、当該報告書の写に証明を求めるすることができます。

### **提出書類及び提示書類**

#### **①報告書（三通）**

(英語以外の外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語又は英語による訳文を添付)  
(証明を受けるときは、別途証明を受ける通数分)

#### **②航海日誌(滅失した場合等を除く。)**

#### **③船長(報告事項が機関に関するものであるときは、機関長含む。)の海技免状**

#### **④航行報告証明申請書(証明を受ける場合に限る。)**

※証明は一通につき、2600円分の収入印紙が必要(報告のみの場合は無料)